

経営相談 Q & A

両立支援等助成金の概要

Q

当社は飲食店を営む資本金 100 万円の企業です。「職業生活と家庭生活の両立」が大きな社会問題となっていることから、当社においても両立支援に積極的に取り組みたいと考えています。ところで、両立支援に取り組む企業等に対し、助成金が支給されると聞きましたが、その具体的な内容について教えてください。

A

働き続けながら子の養育を行う労働者の雇用の継続を推し進めるため、国は、「従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援する制度」

を導入し、この制度の利用を促進した事業主または事業主団体に対して「両立支援等助成金」を支給しています。

平成 28 年度に支給される両立支援等助成金には以下の 3 種類があります。

1. 出生時両立支援助成金【平成 28 年度新設】

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取り組みを行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に対し支給されます。

◆支給対象となるのは、子の出生後 8 週間以内に開始する 14 日以上（中小企業は 5 日以上）の育児休業です。

◆過去 3 年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。

◆支給対象となるのは、1 年度につき 1 人までです。

【支給額】

- ・ 中小企業 取り組み及び育休 1 人目：60万円
2 人目以降：15万円
- ・ 大企業 取り組み及び育休 1 人目：30万円
2 人目以降：15万円

2. 介護支援取組助成金【平成 28 年度新設】

労働者の仕事と介護の両立に関する取り組みを行った事業主に支給されます。

◆支給対象となる取り組みは、厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取り組みです。

◆具体的には、厚生労働省が指定する資料に基づき、以下の全ての取り組みを行った場合に支給されます。

①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）

②介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）

③介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

※「介護離職を予防するための両立支援モデル」は厚生労働省の HP で公開されています。

【支給額】

- ・ 1 企業 1 回のみ：60万円

3. 中小企業両立支援助成金

(1) 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を 3 か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後 6 か月以上雇用した中小企業事業主に対し支給されます。

◆育児休業取得者の原職等復帰日（育児休業終了日の翌日）から起算して6か月を経過する日が、平成28年4月1日以降の場合。

【支給額】育児休業取得者1人当たり：50万円

※育児休業取得者が期間雇用者の場合は10万円加算

※当該期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復職した場合はさらに10万円加算

【支給対象期間】

最初の支給対象労働者の原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年以内。

※くるみん取得事業主の場合、原職等復帰日から起算して6か月を経過する日が、平成37年3月31日までの育児休業取得者が対象となります（くるみん取得事業主とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業）。

【上限人数】

一年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）に延べ10人

※くるみん取得事業主の場合、平成37年3月31日までの間で延べ50人。

（2）育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に対し支給されます。

◆これまで支給対象となるのは1企業につき1人まででしたが、これを拡充して、1企業につき2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人）となりました。

◆平成28年度の後半からは、介護休業についても対象となる予定です。

【支給額】

正社員、期間雇用者それぞれ1人について、以下の通り支給されます。

- ・プランを策定し、育休取得したとき：30万円
- ・育休者が職場復帰したとき：30万円

少子化が進み、職業生活と家庭生活の両立支援は企業にとっても避けて通れない問題となっています。国等の助成金をうまく活用して両立支援を進めていきたいところです。

（丸尾尚史）

* 中小企業の範囲は以下の区分より決まり、支給条件や金額の一部は中小企業か大企業かによって異なります。

中小企業の範囲は「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合

区分	小売業 (含飲食店)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額 または 出資の総額	5千万円 以下	5千万円 以下	1億円 以下	3億円 以下
常時雇用 する 労働者数	50人 以下	100人 以下	100人 以下	300人 以下

* お問い合わせ先

- ・支給要件は、厚生労働省ホームページに掲載
厚生労働省ホームページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞子ども・子育て＞職場における子育て支援＞事業主の方へ＞事業主の方への給付金のご案内
- ・不明点や詳細は最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ。
厚生労働省ホームページ＞厚生労働省について＞所在地案内＞都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧